

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 10名中9名出席し、その氏名は次のとおり

尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊 藤 原 由 果
木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利 久 山 英 之
藤 澤 美 芳

欠席委員

太 田 修

4. 農地利用最適化推進委員

山 本 満 政 服 部 千 敏 松 本 英 樹 松 尾 頼 男
山 崎 徹 立 岡 元 佐 藤 辰 也 岡 崎 浩
田 中 伸 五 梶 原 太 郎 原 田 敏 一 鷹 取 美 春
大 森 幹 男 福 池 正 美 藤 原 和 正 射 越 誠 一
山 本 祐 章

欠席委員

山 本 和 博 三 浦 義 弘 茂 成 和 延

5. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事務局 蒲 直之

事務局 溝邊 和典

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)

そ の 他

事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和元年度瀬戸内市農業委員会、第7回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。いよいよ実りの秋ということで、大変お忙しい時期に全員総会ということでみなさんお集まりいただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので適正なる審査、ご意見のほどよろしくお願ひします。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願ひします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに由喜門委員、藤原委員、よろしくお願ひします。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。
譲渡人「牛窓町鹿忍■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。
農地の所在地は「牛窓町鹿忍7590-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は800㎡。「牛窓町鹿忍7590-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,200㎡。譲渡人「牛窓町鹿忍■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍7603」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,051㎡。譲受人の農地までの距離は400m。耕作面積は9,912㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので、■■■さんの農地については10aあたり■■■、■■■さんの農地については10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで別の方が耕作、維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松本委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「岡山市中区土田182番地10 AGRIブロードカントリー株式会社 代表取締役 国広 かよ子 農業」。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜515-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は293㎡。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜521-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は648㎡。「牛窓町長浜522-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は648㎡。「牛窓町長浜6880-49」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,841㎡。譲受人の農地までの距離は1.5km。耕作面積は32,862㎡となっております。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので、■■■さんの農地については10aあたり■■■、■■■さんの農地については10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「AGRIブロードカントリー株式会社」は、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしております。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が「畑」として管理していましたが、今後は譲受人の「■■ ■■」さんが同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松尾委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「邑久町尾張■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。譲渡人「邑久町尾張■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■■」。農地の所在地は「邑久町尾張742-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,627㎡。譲受人の農地までの距離は800m。耕作面積は150,236.38㎡となっております。家族数は4名、耕作者数は3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人の「■■ ■■」さんが「田」として管理しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山崎委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「邑久町豊安■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「邑久町山田庄■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町山田庄1066-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は162㎡。「邑久町山田庄1067-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,872㎡。「邑久町山田庄1068-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は379㎡。「邑久町山田庄1124」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,136㎡。「邑久町山田庄1126-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は450㎡。「邑久町山田庄1270-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は79㎡。譲受人の農地までの距離は1.5km。耕作面積は149,103㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が耕作、維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが「田」および「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の立岡委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「邑久町山田庄■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「邑久町山田庄■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町山田庄1118-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は938㎡。譲受人の農地までの距離は30m。耕作面積は7,788㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が耕作、維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の立岡委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「邑久町豊原■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町豊原787」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は628㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は6,044.93㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さん

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が「田」として管理していましたが、今後は譲受人の「■■ ■■」さんが同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の田中委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【9番案件】

譲受人「長船町磯上■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。譲渡人「長船町磯上■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町磯上1932-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は466㎡。譲渡人「長船町磯上■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町磯上1931-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は458㎡。譲受人の農地までの距離は1km。耕作面積は20,576㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が耕作、維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の

効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
なお、事務局と担当委員の藤原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、担当の松本委員お願いします。

松本委員 1番案件についてご説明します。譲受人のご家族は酪農と農業をされており、ご主人が酪農を、譲受人の■■さんが農業を担当されています。お子さんがサポートをしてくれているということもあり、耕作面積を拡大していきたいということで申請に至りました。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番3番案件について松尾委員、お願いします。

松尾委員 2番3番案件についてご説明します。まず2番案件についてですが、毎月議案にあがっているとおり譲受人である AGRI ブロードカンントリーが田および畑で耕作をしていくということで問題はないかと思えます。3番案件についてですが、譲受人の■■さんは2年ほど前から新規就農で農業を始められており、今回農地を取得されることになりましたので、こちら問題はないと思えます。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、担当の山崎委員、お願いします。

山崎委員 4番案件についてご説明します。申請地の田は、現在譲受人の■■さんが耕作をされており、取得後も引き続き耕作をされるということで問題はないと思えます。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、5番6番案件について担当の立岡委員、お願いします。

立岡委員 5番6番案件について、一緒にご説明します。申請地の田および畑は、一部耕作されていないところもありますが、今後は譲受人の■■さん、■■さんが耕作をしていくということで、問題はないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、7番8番案件について担当の田中委員、お願いします。

田中委員 7番8番案件について、一緒にご説明します。譲渡人の■■さん、■■さんはともに高齢ということもあり今後耕作をしていくことが難し

いということで、譲受人と話がまとまりました。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、9番案件について、担当の藤原委員、お願いします。

藤原委員 9番案件についてご説明します。譲渡人の■■■さん、■■■さん所有の申請地は、イノシシに荒らされるということでここ数年は耕作せずに管理のみを行っていたそうです。譲受人の■■■さんは■■■と高齢ではありますが、息子さんが手伝ってくれているということもあり、今後は申請地を耕作していくということで問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「邑久町豆田■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町豆田603」。地目は「田」。面積は348㎡。転用目的は「共同賃貸住宅」。施設の概要は「木造2階建て(4戸) 1棟 120.76㎡」、「木造2階建て(6戸) 1棟 185.43㎡」、「駐輪場 10.60㎡」。建ぺい率は「35.6%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は借入金が■■■となっております。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。また、こちらの案件は開発協議申請中となっております。場所につきましては、資料5項目をご覧ください。邑上橋東交差点から南へ約240mの所に位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、佐藤委員、お願いします。

面積は27㎡。「邑久町尾張874-1」。地目は「畑」。面積は426㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「木造平屋建て 1棟 113.35㎡」。建ぺい率は「25.0%」。農地区分は第2種農地で普通畑。資金は借入金が■■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料7項目をご覧ください。瀬戸内市役所から東へ約520mの所に位置しております。

【3番案件】

譲受人「邑久町福谷■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■」。譲渡人「邑久町虫明■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町福谷3494-2」。地目は「畑」。面積は265㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「駐車場 265.00㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑。資金は自己資金が■■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料8項目をご覧ください。ブルーライン虫明ICから南へ約650mの所に位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番2番案件について、山崎委員、お願いします。

山崎委員 1番2番案件についてご説明します。まず1番案件についてですが、譲受人の丸通地建が建売分譲住宅にするということで、排水同意や隣地同意等をもらっていますので、問題はないと思われま。2番案件については、譲渡人の■■■さんと譲受人の■■■さんは、叔母と姪の関係です。譲受人の■■■さんのご家族が岡山に転勤されるということで、■■■さんのお世話ができるようにと瀬戸内市に自宅を建てられるそうです。こちらも排水同意など得ておりますので、問題ないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について担当の鷹取委員、お願いします。

鷹取委員 3番案件についてご説明します。譲受人の■■■さんの自宅には車を駐車するスペースがなく、現在は離れた川の土手に駐車している状態です。申請地が■■■さんの自宅のすぐそばということもあり、譲渡人と話がまとまり申請に至りました。排水同意も得られていますので、問題はないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
- 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定・所有権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】**
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事 務 局 今後の予定を申し上げます。11月の総会は11月13日(水)に瀬戸内市役所2階大会議室で開催予定です。12月の総会は12月12日(木)に開催予定です。よろしく申し上げます。
- 事務局からは以上です。
- 議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。
- それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和元年度10月の総会を閉会とさせていただきます。
- ありがとうございました。
- (午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年10月10日

議 長

署名委員

署名委員